

2月は化学物質管理強調月間です

【正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう】



兵庫労働局労働基準部健康課

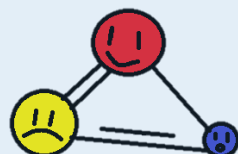
改正法令による「自律的管理」への移行、また、幅広い産業に適用されることを契機に、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱する「化学物質管理強調月間」を創設し、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚及び化学物質等障害防止対策のより一層の徹底を図ります。

つきましては、関係団体や事業場においては、以下「実施事項」をご参照いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

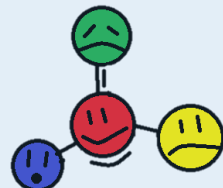


実施事項

- ① 危険有害性等の確認
- ② 特別規則（特化則、有機則等）及び石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ③ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ④ 化学物質管理者の選任状況の確認
- ⑤ 日常の化学物質管理の総点検
- ⑥ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ⑦ スローガン等の掲示
- ⑧ 緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑨ 意識高揚のための行事等の実施



- ① 化学物質管理の啓発
- ② 化学物質に関する説明会等の開催
- ③ 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有および意思疎通
- ④ 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
- ⑤ 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- ⑥ 雑誌等を通じた広報
- ⑦ 事業者の実施事項についての指導援助



主唱者 : 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協力連携者 : 経済産業省、環境省
協賛者 : 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省
兵庫労働局